

国民健康保険運営協議会会議録

会議名称	令和6年度 第3回洞爺湖町国民健康保険運営協議会	
開催日時	令和6年10月15日(火) 18:00～	
開催場所	洞爺湖町役場 第2委員会室	
出席者	洞爺湖町国民健康保険運営協議会委員 7名	
	事務局(担当部署)	総務部住民税務課
議題	町から諮問書の提出 (審議事項) (1) 洞爺湖町国民健康保険税税率等の改正について (その他)	
会 議 の 概 要		
□開会 □町長あいさつ □会長あいさつ □諮問書の提出 □議事 (審議事項) (1) 洞爺湖町国民健康保険税税率等の改正について 事務局から議案の「洞爺湖町国民健康保険税税率等の改正について」について説明。 《質疑応答》 会 長 「委員の皆さんから質問や意見等はございませんか。」 委 員 「毎年毎年の諮問を受けるってことですか。今回は 7 年度に対しての税率の諮問を受け、国保の人数や道の納付金の状況で現時点では、この率で上げていただきたっていう、あくまでも予定の税率ですよね。それで、来年度は今回の諮問書であり、また来年になると変わってくるからそれはまたそれで令和 8 年度に対する率も変わってくる可能性があるんですね。」 事務局 「そのとおりです。」		

会 長 「町としては一気に上げないということですね。」

委 員 「一気に上げると負担感が増しますよね。」

事務局 「できるだけ、払っていただける範囲内で考えています。」

会 長 「ほかに何かご質問はありませんか。」

「本日、諮問を受けた内容は令和 12 年度まで 5 カ年に税率を段階的に引上げていくこと、そして令和 7 年度はただいま事務局から説明があったとおりとなります。町からの諮問に対し、なんらかの答申をすることになるわけですが、諮問に対する答申については、もう一度会議を開催し審議することも可能なのですが、いかがいたしましょうか。

この改正内容が妥当である。ということであれば、答申については会長に一任してもらい、しかるべき時期に町長に答申したいと考えております。いかがでしょうか。」

委 員 会長に一任の声あり

会 長 「ありがとうございます。他になければ、次の(2)その他について説明をお願いします。」

事務局 「その他でございますが、最終ページに参考資料としてお手元でございます、赤字削減・解消変更計画書について、第 2 回運営協議会で話題に上げさせていただきましたが、北海道に対し法定外繰入金、いわゆる赤字に相当する額を計画的に解消するよう求められており、9 月末までにご覧いただいている内容のとおり提出させていただいております。この内容につきましても先ほどご説明させていただいた税率改正を令和 11 年度までに着実に実施していくことで赤字を解消していく内容となっております。簡単ですがその他につきましては以上となります。」

事務局 「先ほど提出させていただきました諮問内容に沿って、税率等の改正に係る住民説明会を虻田地区、温泉地区、洞爺地区 3 地区にて実施し、12 月議会に条例改正したいと考えております。また、限度額の引上げにつきましては、当町は 1 年遅れで反映していますが、国の税制大綱がまだ示されておりませんが、年末になること、法定の限度額引き上げのため意見を求めるものではないのではないかとこの意見もございましたので、諮問の方式を取らず運営協議会を開催したうえで 1 月以降の議会へ条例改正したいと考えております。」

会 長 「他になければ、これで令和 6 年度第 3 回国民健康保険運営協議会を終わりたいと思います。」

□閉会 ～18:34